

特定非営利活動法人福島県防災士会 個人情報保護方針

特定非営利活動法人福島県防災士会（以下、本会という）は、個人情報に関する法令を遵守し、適切に扱うために本個人情報保護方針を定めます。

1. 個人情報の取得について

本会が個人情報を取得かつ取り扱う際には、適法かつ適正な方法により取得します。

2. 個人情報の利用について

本会が取得した個人情報の利用範囲は、目的と合理的な関連性のある範囲内のみで使用します。

3. 個人データの管理について

本会は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、必要かつ適正な処置を講じます。

4. 保有個人データの開示等について

本会は、本人から保有個人データの開示を求められた際は、本人からの請求であると確認の上で開示し、内容の訂正、追加若しくは削除、又は利用の停止等の申し出があったときは、法令に定める場合を除き速やかに対応します。

5. 保有個人データの提供について

本会は、次の場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令に基づき事務を遂行する場合。
- (3) 本会の支部が、所属する会員の事務処理上必要があるとき。

6. 相談及び苦情の対応について

本会は、個人情報の相談及び苦情の窓口を設置し、本人からの個人情報に関する問い合わせや苦情に対して、適切かつ迅速に対応します。

◎相談窓口

〒973-8404 福島県いわき市内郷内町磐堰 8 6 番地 ソシオあすかグループ事務所内
特定非営利活動法人 福島県防災士会 事務局
t_waragai_bousaisi_19617@yahoo.co.jp

この方針は、2025年6月1日から実施する。

特定非営利活動法人福島県防災士会 個人情報取扱規定

特定非営利活動法人福島県防災士会（以下、本会という）は、基本方針及び活動方針に基づき、以下の取扱規定にて個人情報の適切な取り扱いを行います。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、本会が管理する個人情報の保護及び適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、本会の行う事業の適正な運営に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は次の通りとする。

- （1）個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2）個人データ情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いていない場合であっても紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- （3）個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- （4）保有個人データとは、本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人若しくは第三者の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶおそれがあるもの、違法若しくは不当な行為を助長し若しくは誘発するおそれがあるもの、又は6ヶ月以内に消去することとなるものの以外をいう。
- （5）本人とは、個人データによって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の取得

（取得の制限）

- 第3条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、所在不明、判断能力が不十分等の理由で本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第4条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人からの入会申込書（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面等に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

- 3 前第2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の利用

(利用目的の特定)

- 第5条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的による制限)

- 第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 本会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
 - 3 前第2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 本会は、前項の規定により個人情報を取り扱う場合は、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第4章 個人データの管理

(個人データの適正管理)

- 第7条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 本会は、個人データの漏えい、又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
 - 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する場合は、委託契約において当該個人データの安全管理に関し受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データの第三者提供)

- 第8条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (5) 国、地方公共団体から要請があり、当該要請が本会の活動理念に適合すると認められる場合。

第5章 保有個人データの開示等

(保有個人データの開示)

第9条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、電磁的方法や書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、氏名、防災士登録番号、生年月日等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 他の法令に違反することとなる場合。
 - 2 開示は、電磁的方法により行うものとする。ただし、本人の希望があるときは、電磁的方法以外の方法により開示をすることができる。
 - 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し電磁的方法又は口頭により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正等)

第10条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の申し出があった場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 本会は、前項の規定により申し出を受けた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を電磁的方法、口頭又は書面により通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第11条 本会は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用の停止若しくは消去、又は第三者への提供の停止（以下この条において「利用停止等」という。）の申し出があった場合であって、その届出に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。

- 2 本会は、前項の規定により申し出を受けた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人又は通知者に対し、遅滞なくその旨を電磁的方法、口頭又は書面により通知するものとする。

第6章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第12条 本会は、個人情報の適正な取扱いのため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、理事長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、この規程に基づく適正な取扱い及び理事・監事・職員に対する教育・訓練を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正な取扱いに関し必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置の一部を理事・監事・職員に委任することができる。

(苦情対応)

- 第13条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
 - 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を理事・監事に委任することができる。

(役職員の義務)

- 第14条 本会の理事・監事及び職員（以下「役職員」という。）又は臨時職員及び業務受託者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した役職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、適切な措置を講じるものとする。

第7章 補 則

(その他)

- 第15条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年6月1日から施行する。